

(案)

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会
規約第 3 条第 6 号に基づく構成員を別に定める事項について

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約第 3 条第 6 号において別に定める者は、
次表のとおりとする。

(表)

一般財団法人大阪府タウン管理財団

附 則

(施行期日)

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。